

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力を生ずる日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ペリ	ペリ共和国政府に対する贈与に 関する日本国政府とペリ共和国 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な西 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2019.11.12 パペコで (同日)	日本側 黒木大輔在ペリ大 使 使 チェビレ・ドラメ 外務・国際協力大臣 ペリ側 黒木大輔在ペリ大 使 使 チェビレ・ドラメ 外務・国際協力大臣	2019.11.25 229号
ペリ	食糧援助に関する日本国政府と ペリ共和国政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2019.11.12 パペコで (同日)	日本側 黒木大輔在ペリ大 使 使 チェビレ・ドラメ 外務・国際協力大臣 ペリ側 黒木大輔在ペリ大 使 使 チェビレ・ドラメ 外務・国際協力大臣	2019.11.25 230号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。